

第4章

(仮称)くろべ市民交流センター
管理運営計画

事業計画

第2章～第9章

4-2 物販実施の可能性

A1. 物販実施の可能性

1. 現行の市民会館（物販会場等の提供）の機能を引き継ぎ、貸室等の提供、物販等営利事業者へのスペース提供をする。（有料）

【検討事項】

・使用許可（例：特殊販売等の消費者保護上問題の発生しやすい講習会、政治集会等）の内規を整備し対応する。

4-3、4-4 部門別の開館時間及び利用時間、休館日の設定について

A1. 全館統一の休館日の設定、開館時間・開館日の設定

（仮称）くろべ市民交流センター（全館共通）

1. 市民交流センター開館時間
市民交流センター開館日共通 9：00～22：00
2. 臨時定休日等
 - ①施設点検期間
 - ②年末年始期間
3. 全館統一休館日の設定については、5機能のサービスの特性等を見極め、類似施設等関係者と協議をしながら、開業までに調整する。

A2. 図書館機能

黒部市立図書館

1. サービス提供（開館）時間
 - ①平日（9：00～20：00）
 - ②土・日・祝日（9：00～18：00）
2. サービス時間外の学習スペースについては、フリースペース等の共用スペースを活用することにより、22：00まで、（仮称）くろべ市民交流センター内での場所の確保を行うほか、学生のテスト期間中や夏休み期間等のニーズに対応した運用方法（会議室の自習室開放等）を検討する。
3. 臨時定休日等
 - ①蔵書点検期間
 - ②年末年始期間
4. 定休日の設定については、他の機能の業務提供時間や特性等を見極め、関係者と協議しながら、開業までに調整する。

A3. 子育て支援機能

黒部子育て支援センター

1. サービス提供（開所）時間
月～土（祝日除く）9:30～16:00
2. 臨時定休日等
年末年始期間
3. （仮称）くろべ市民交流センター全館共通の休館日が平日に設定された場合においても、その日は黒部子育て支援センターは開所し、通常のサービスを提供するものとして調整する。

A4. 生涯学習機能**三日市公民館**

1. 業務時間（まちづくり推進員勤務時間）
①月～金（8:30～17:15）
②ただし、所属長の裁量により業務時間を変更できるものとする。
2. 臨時定休日等
年末年始期間

「自主サークル活動」支援（貸部屋等）

1. 貸部屋等の利用日・時間
市民交流センター開館日共通 9:00～22:00
2. 臨時定休日等
年末年始期間
3. 市民交流センター統一休館日の貸館業務は原則として実施しない。また、市民交流センター統一休館日の設定は、類似施設等関係者と協議しながら、開業までに調整する。

A5. 市民活動支援機能

1. 貸部屋等の利用日・時間
市民交流センター開館日共通 9:00～22:00
2. 臨時定休日等
年末年始期間
3. 市民交流センター統一休館日の貸館業務は原則として実施しない。また、市民交流センター統一休館日の設定は、類似施設等関係者と協議しながら、開業までに調整する。

A6. ビジネス支援機能

1. ビジネス支援機能の利用日・時間
市民交流センター開館日共通 9:00～22:00
2. 臨時定休日等
年末年始期間
3. 市民交流センター統一休館日の貸館業務は原則として実施しない。また、市民交流セ

ンター統一休館日の設定は、類似施設等関係者と協議しながら、開業までに調整する。

4-5 市民参画の推進

A1. 市民参画の推進

1. 市民・各種団体と市民交流センターとの連携により、市民が管理運営に参画できる仕組みづくりを構築し、多くの担い手との協働による運営を推進する。(例：図書館運営、芸術文化事業運営、まちづくり活動、ボランティアのコーディネート機能など)
2. 市民参画の段階
 - (1) 第1段階「利用者としての参加」
 - ①市民・各種団体が市民交流センター各機能の主催事業等を多く利用し、各種事業の認知度が上がることにより、質の向上や施設の有効活用を推進させる。
 - ②図書館利用者登録、子育てサロンへの参加、主催講座等への参加、自主サークル活動への参加を促す。
 - (2) 第2段階「参加型事業への参加」
 - ①市民・各種団体が市民交流センターの利用だけに留まらず、事業等に講師やスタッフとしての参加を促す。
 - ②個々の芸術文化活動等だけでなく、ワークショップなどを通じて、人材育成と市民ネットワークの構築の推進を図る。
 - (3) 第3段階「事業企画運営・推進役としての参画加」
 - ①市民・各種団体が主体的に市民ニーズに沿った事業を企画するとともに、事業の実施により、人材育成と情報発信を図る。
 - ②市民・各種団体が市民交流センター主催事業や施設運営に補助的に参加し、スキルのある市民が講師等となり、事業の推進を図る。
3. 若年層活躍の場として高校生等が学生ボランティアの事業参画を推進する。
4. これらを支える職員の育成を図る。

4-6 貸館エリアにおける利用料金

A1. 貸館エリアにおける利用料金

1. 現行の「市民会館」「働く婦人の家」の料金体系を考慮し、「受益者負担」を原則としながら、(仮称)くろべ市民交流センター開業までに適切な料金設定をする(原則有料)。
2. 現行の三日市公民館で実施されている公民館活動(三日市自治振興会活動)等について、不利益とならないよう、減免制度の導入を検討する。
3. (仮称)くろべ市民交流センターの開業後、社会経済情勢等の変化に応じ、利用料金

の見直しを検討する。

A2. 物販実施の際の利用料金

1. 現行の「市民会館」の料金体系（物販割増）を考慮し、「受益者負担」を原則とし、周囲の営業形態を考慮しながら（仮称）くろべ市民交流センター開業までに適切な料金設定をする。

<他の自治体の事例>

①塩尻市市民交流センター（えんぱーく）【長野県塩尻市】

3種類の料金体系を取っている。物品の販売で使用する場合、普通使用料の約3倍料金となっている。

・ 利用料金

・ 営業で使用する場合

・ 営業で使う場合の料金、営業のために入場料等を徴収、及び物品の販売・有料サービスの提供、その他これらに類する行為を行って使用する場合

②紫波町情報交流館【岩手県紫波町】

物品の販売その他これに類する目的で使用する場合、普通使用料の3倍料金となっている。

4-7 駐車場の運営

1. 市民交流センターへのアクセス性の確保
 - ①まちなかの賑わい創出の観点から、歩行者等の交通導線を確保するとともに、必要な自転車駐車場の台数を確保する。
 - ②公共交通機関（鉄道・バス）との結節や利便性の向上を検討する。
 - ③自動車利用による身障者、乳幼児連れ、高齢者等を想定し、雨雪を考慮したキャノピーやピロティ等の設備を検討する。
 - ④市民交流センターに隣接する自動車駐車場の確保に努めるとともに、ピーク時対応等については市役所等近隣の公共施設駐車場の活用も視野に入れながら交通誘導に努める。
2. 駐車場の運営
 - ①市民交流センター利用者は、原則、駐車料金を無料とする。
 - ②不法駐車や放置自動車・自転車や車上荒らしをなくすための方策について検討する（巡視員配置、監視カメラ設置、機械管理等の対応策）。
3. 開業時、市民交流センターへの交通アクセス方法・駐車場利用方法についての周知を徹底する。

4-8、4-9 施設の安全管理、非常時の対応

1. 施設設備の点検や保守、清掃など適切な施設の維持管理に努める。
 - (1) 法定点検

自動火災報知設備、自家発電設備、昇降機、非常放送設備、屋内消火栓設備、受水槽など。

(2) 設備維持管理

空調設備、放送設備、照明装置、自動扉など。

(3) 施設維持管理費

機械警備、清掃、植栽管理、除雪、その他（修繕費等）。

2. 防災拠点及び要支援者を含む避難所（収容施設）として周知する。

3. 防災拠点及び避難所としての必要設備を整える。

4. 書籍資料エリアの消火システムについては、不活性ガスの消火システムなどを検討する。

第5章

(仮称)くろべ市民交流センター
管理運営計画

事業計画 U-18

5-1 学生スペースの用途

A1. 学習・創作スペース

1. 個人で集中して勉強できる静かなスペースとみんなでしゃべりながら勉強できるスペース等、さまざまな学習の仕方や用途に合わせた学習スペースの提供に努める。
2. 図書館の資料を使いながら U-18 が創作活動を行うためのスペース（図工室や工作室）、地域の情報を高校生が発信する拠点となるスペース（編集室）等として会議室などが利用できるよう運用を検討する。

A2. コミュニケーションスペース

1. 学校以外で友だちと話ができるスペースや U-18 が使えるミーティングルームが市内に少ないので、市民交流センターがその役割を担えるよう検討する。
2. 学習でも遊びでもない、U-18 がゆっくりと、快適に過ごせる場所の提供に努める。電車で通学する生徒が、電車時間まで待ってられる安全な場所の確保に努める。

A3. レクリエーションのためのスペース

1. 黒部市にはない映画館、チェスやボードゲーム等ができるレクリエーションスペースの提供を検討する。
2. 施設の中だけではなく外も活用し、できるだけさまざまな用途に応えられる施設運用に努める。（運動したい人やペット連れも活用できるスペース等）

A4. カフェ、飲食ができるスペース

1. 飲食できるスペースの提供に努める。
2. 市民交流センター内への自動販売機を設置を検討する。
3. 立地適正化計画と連動し、集客性の高い魅力ある飲食店のまちなか誘導を推進する。

A5. インターネット環境の整備

1. 施設内で無線 LAN が使用できるよう整備を図る。
2. 施設内で PC やスマートフォンを使った調査や学習用に使用できる電源を提供できるよう整備を図る。

5-2 学生向け蔵書

A1. 学習を支える本

1. U-18の学習や受験を支えるための専門書や参考書（赤本・青本など）の収集・展示に努める。また、進路検討に役立つ大学のパンフレット、受験や就職の情報誌の収集・展示に努める。

A2. 新聞・雑誌

1. 情報の読み比べや、小論文等の入試対策に役立つ新聞や雑誌等のレファレンスや閲覧スペースの確保に努める。

A3. 関心を喚起する多様な資料

1. 話題となっている小説から雑学本、ライトノベルなど必要に応じて収集・展示し、U-18の知的好奇心を喚起するよう努める。また、マンガ収集についても検討する。

【用語説明】

※ライトノベルとは

10代から20代の読者を想定した、若者向け、読みやすい文体、アニメ絵の表紙をしているものなど娯楽性の高い小説。会話文を多用するなどして気軽に読める内容のものが多い。

5-3 学生向け講座

A1. 大学入試対策の講座、大学の授業を体験できる講座

1. 大学入試対策のために役立つ講座の実施を検討する。例えば県内の大学等と連携し、出前授業の実施などを通じて、大学生活のシュミレーションや大学で何を学ぶかを考える機会の提供に努める。

A2. 著名人の講座

1. プロのスポーツ選手や声優等、U-18世代が興味関心を持つ分野の著名人から直接経験談を聞くことができる講座を実施することで、多様な職業について知る機会を設けるなど、進学や就活を考える機会の提供に努める。

A3. ものづくり・趣味の講座

1. スキルのある市民・各種団体を講師としU-18世代向けの料理教室やものづくり体験となる講座開催の機会の提供に努める。
2. 図書館資料を活用し、文豪のアンソロジー（異なる作者による詩文などの作品を集めたもの）等の講座を通じて、U-18世代が文豪の作品に触れる機会の提供に努め

る。

3. U-18 だけではなく、世代を超えて同じ趣味を持つ人たちが集まり学び合う機会
の供に努める。例えばスマートフォン操作教室等、高校生が講師となるような世代間
交流の場の提供を検討する。

A4. 伝統文化・異文化の講座

1. 黒部市内に残る伝統・伝承文化の講座の開催や発表をする場の提供に努める。(外
国人の方の講演や交流を通じて、異文化について触れられる機会を設けることでグロ
ーバルな人材育成の一助とする。)

A5. 定期的な防災訓練

1. 近年、富山県は災害が少ないため、防災・減災への意識が低いことが予想される
ことから、緊急時に備えるために、ジオパークを学びながら科学的なスキルを身につ
ける U-18 世代を含めた防災・減災の講座開催や、定期的な防災訓練を行う場の提供
に努める。

5-4 学生の施設運営への参加

A1. 高校生ボランティア（高校生による地元の子どもたちとの交流活動）

1. 高校生による絵本の読み聞かせや子どもと触れ合う等、U-18 の高校生がその下
の世代をサポートする機会や活動スペースの提供に努める。

A2. 高校生ボランティア（高校生の学びや特技を活かした市民との交流活動）

1. 高校生の学びや特技を活かした講座開催の場の提供に努める。(部活動、趣味、学
習)
2. 高校生の学びや特技を活かした事業運営へ参加する機会の提供に努める。(例：英
会話部の部員が外国人の案内したり、放送部が施設内で行われるイベントの司会の支
援を行う等)

A3. 高校生ボランティア（環境整備活動）

1. 市民交流センター周辺で清掃活動を行う等、まちなかの美化のためのサポートを
する。

5-5 愛称・ロゴマークの取り扱い

A1. U-18 の参画を通じた愛称・ロゴづくり

1. 高校生に限らず、想像力豊かな市内小学生・中学生や保育園児等にも愛称やロゴマーク募集を呼びかける。

5-6 学生向け開館記念事業

A1. 高校で行われている部活動との連携

1. 部活動での特技を生かして、開館記念イベントに参画する機会の提供に努める。(例えば吹奏楽部、放送部、生活部、食物部等)

A2. 高校生による記念事業の企画・運営

1. ギネス世界記録に挑戦する等、記念となるイベントを高校生が企画・運営する機会の提供に努める。

A3. 世代間交流を生み出す事業

1. 幅広い年齢層の人々が交流できるよう黒部の名水での流しそうめんや水だんごづくりなどのイベントのほか、U-18世代が小さい子どもたちへ読み聞かせボランティアをするなど、高校生が主体となって世代間交流を生み出す機会の創出に努める。

5-7 学生にとっての街の賑わい

A1. イベント開催の支援

1. 市民・各種団体と連携しながらフェスやイベント開催のサポートする機会の創出に努める。

A2. 商店街の店の紹介

1. 市民・各種団体と連携しながら市内はもちろん国内外から観光客を呼び込むために、SNSを使って街の情報を発信したいU-18をサポートする。

A3. 高校生の職業体験

1. 市民・各種団体と連携しながら交流センターの講座から学んだことを活かしながら、商店街で高校生が実際に職業体験をする機会の創出に努める。

A4. まちづくりへの参画

1. 市民・各種団体と連携しながらまちの賑わいを考える企画にU-18が参加する機会の創出に努める。

☛ 第2回 U-18 ワークショップで出たアイデア

■ 高速バスの停留所

交流センターが高速バスの停留所になることで、バスを待つ人たちが商店街を訪問するのではないか。

■ 「ちょいのり黒部」の設置

無料公共自転車「ちょいのり黒部」の拠点を交流センターに置くことで借りに来る人が交流センターを訪れたり、そこで得た情報を手に商店街を訪問するのではないか。

■ 免税店

外国人向けに免税店があると、商店街を訪れる観光客も増えるのではないか。

■ 割引

ポイントカードがあったり、LINE 経由でクーポンが届く等、お得な割引があると、商店街を訪問する人が増えるのではないか。